

# 家畜 衛生 広報

姫路家畜保健衛生所

〒679-2166 姫路市香寺町中村 595-15

TEL (079) 240-7085

FAX (079) 232-2685

E-mail himejikhe@pref.hyogo.lg.jp

ホームページ (HP) <http://www3131.ec-net.jp/>



三木市の県広域防災センターにおいて防疫訓練を開催

◎巻頭言	○ごあいさつ	2P
◎防疫情報	○鳥インフルエンザの発生に備えた防疫訓練を開催	3P
	○高病原性鳥インフルエンザ発生予防対策のポイント	5P
◎疾病情報	○鶏の伝染性気管支炎	7P
◎衛生情報	○第99回兵庫県畜産共進会が開催されました	8P
	○GAPについて	9P
◎お知らせ	○新任職員の紹介○「家畜の飼養状況等」の定期報告について	10P



ご あ い さ つ



所長 荻野 雅男

新年明けましておめでとうございます。皆様方には穏やかな新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は当所業務にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の本県畜産を振り返りますと、4月には欧米向け輸出を目指した食肉処理施設「和牛マスター食肉センター」が姫路市に完成し稼働しました。9月には全国和牛能力共進会が宮城県で開催され、全国の皆様には但馬牛・神戸ビーフの雄姿をご覧いただきました。

また、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、和子牛など畜産生産物が総じて高値で推移し、特に、但馬牛の子牛価格や神戸ビーフ・但馬牛の枝肉価格は輸出やインバウンド需要に支えられ、神戸肉枝肉共励会等のA5ランクの平均枝肉価格は4千円/kg前後で推移しています。さらに、但馬・淡路家畜市場12月の平均去勢子牛価格も100万円の大台に乗るなど高水準を維持しております。

家畜防疫では、昨冬は高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）ウイルスH5N6亜型が国内に広く侵入し、22都道府県218件で死亡野鳥等からウイルスが検出されました。このため、家きん飼養施設でも平成28年11月から翌3月にかけて9道県12農場でHPAIが発生し、166万羽余りの鶏やアヒルが殺処分される事態となりました。

本県でも小野市、西宮市、伊丹市のカモ類の糞や死亡野鳥、公園のコブハクチョウからウイルスが検出され、養鶏場への感染拡大が心配されましたが、飼養者の皆様の鶏舎周辺への消石灰散布や野生動物侵入防止対策の徹底により発生を防ぐことができました。

今冬も11月上中旬には島根県松江市等の死亡野鳥でH5N6亜型、12月中旬には岩

手県でH6N2亜型、1月上旬には東京都でH5N6亜型の鳥インフルエンザウイルスが検出され、1月10日には香川県の肉用鶏飼養農場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。広範囲にウイルスが侵入しており、国内の発生リスクは高い状態が続いております。飼養者の皆様には再度、防疫対策の徹底をお願いいたします。

次に乳用牛ではヨーネ病の患畜を1頭摘発しました。ヨーネ病は家畜の法定伝染病で、本県では平成9年度から定期検査を実施し、摘発による清浄化を進めています。今回の患畜は5歳のホルスタイン種で平成25年10月に北海道から導入された牛でした。導入直後の検査では陰性でしたが、昨年4月の定期検査で陽性となり殺処分を実施しました。導入元の北海道では年間500頭を超える患畜の摘発が続いています。本県の酪農経営では多くの後継牛を北海道から導入しており、ヨーネ病発生リスクは高いものと考えられます。引き続き定期検査による感染牛の摘発淘汰を進めて参ります。

また、現在、乳用牛のブルセラ病及び結核病定期検査、炭疽予防注射の実施方法の見直しを行っております。ブルセラ病及び結核病の発生が近年極めて散発的になっていることもあり、平成30年度以降は、これまで実施してきた全頭を対象とする定期検査から、国際獣疫事務局の基準に従った牛群の清浄性を宣言するための清浄性確認検査に移行することとしています。牛の炭疽予防注射についても、県内の最終発生から30年余りが経過したことから、予防注射の頻度を年2回から1回へ見直しますが、未接種搾乳牛のないよう接種の徹底を図ります。

家畜保健衛生所では本県畜産の発展のため、家畜衛生面でのサポートを引き続き積極的に実施して参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



## 鳥インフルエンザの発生に備えた防疫訓練を開催

### 防疫第2課 今橋 大輔

#### 1 はじめに

鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスによる鳥類の疾病で、高病原性鳥インフルエンザは治療法がなく、家きんに対する病原性及び伝染力が極めて強いことから、家畜伝染病予防法の中で「家畜（法定）伝染病」に指定されており、発生農場では鶏の殺処分が義務づけられています。

そのため、高病原性鳥インフルエンザが発生すると、養鶏産業だけでなく地域経済に与える影響が非常に大きいことから、県及び国、市町、関係団体等の連携による速やかな対応が必要です。県においては、本庁では知事を本部長とする県対策本部を、地域では県民局長（又は県民センター長）を本部長とする対策地方本部を設置し、全庁的な対策を行うこととしています。特に、家畜保健衛生所や県民局、市町等で構成される対策地方本部は最前線で迅速な初動対応と的確な防疫措置が求められていることから、毎年、県下の家畜保健衛生所と県民局等による鳥インフルエンザの発生に備えた防疫訓練を実施しています。

今年度は、養鶏場が多く所在する北播磨地域を舞台として、9月29日に三木市の県広域防災センターにおいて防疫訓練を開催しました。

#### 2 訓練の内容

訓練は、北播磨県民局、姫路・朝来・淡路家畜保健衛生所、公益社団法人兵庫県畜産協会の主催、兵庫県養鶏協会の協賛により、2部構成とし、第1部では机上訓練を、第2部では実地訓練を実施しました。当日は、県職員や市町職員を中心に、国や他府県の職員、関係団体職員等、総勢235名が参加しました。

第1部の机上訓練においては、大規模養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生を想定し、北播磨における地方連絡会議、対策本部等の活動経過について、当所所長のほか、県民局総務企画室長、加東農林振興事務所長、加東健康福祉事務所長が対策本部職員

として舞台上で役割を演じ、家畜保健衛生所の検査スケジュール等と対比しながら、異常鶏の届出から殺処分、殺処分した鶏の焼却までの過程を時系列で説明しました。

説明後の質疑では、動員者の確保や、鶏体の焼却処理体制等についての活発な意見交換が行なわれました。



第2部の実地訓練においては、県の防疫作業動員登録者や市町職員等32名を対象に、防疫作業動員者が実際の発生時に行なう作業について、作業計画の流れに沿って、①集合・受付、②作業前健康調査、③防護装備装着、④直立4段ケージを模した模擬鶏舎における模擬鶏の捕鳥、炭酸ガスを用いた模擬鶏の殺処分および密閉容器への移し替え、⑤防護装備脱衣・廃棄、⑥作業後健康調査の順で体験してもらいました。

また、消毒ポイントについても、消毒証明書等現場で使用する書類の展示と、作業の実演を行ないました。実演では、加東農林振興事務所及び当所の職員が消毒ポイント責任者、車両誘導係、車両消毒係の役割を演じ、作業手順を説明するとともに、消毒マット及び動力噴霧器を用いて実際の車両を消毒しました。



訓練実施後の参加者アンケートでは、よく理解できたという感想とともに、より詳しい説明を望む記述も多く見られました。

### 3 おわりに

今回の訓練において、机上訓練では初動対応の進め方について県関係機関や市町、団体等関係者の中で認識を共有することができました。また、実地訓練では実際の発生時の作業手順を体験によって確認してもらうことができました。今回の訓練を契機として、主催者と参加者が鳥インフルエンザ発生時の防疫措置について一丸となって考え、危機意識や課題を共有することができたと考えています。

大規模養鶏場における発生時には、動員者確保や鶏の焼却に係る広域連携等、課題は残されていますが、これからも関係者のみなさまのご理解とご協力をいただき、鳥インフルエンザ対策に万全を期して参ります。



【模擬鶏移し替えの様子】



【捕鳥訓練の様子】



【健康調査の様子】



【防護装備装着の様子】



【車両消毒の様子】



## 高病原性鳥インフルエンザ発生予防対策のポイント

### 防疫第 2 課 今橋 大輔

#### はじめに

1 月に入り、香川県の肉用鶏飼養農場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。初の四国での発生であることに加え、昨年 11 月には島根県、今年 1 月には島根県及び東京都の死亡野鳥からウイルスが検出されていることから、国内のどこで発生があってもおかしくない状況が継続しており、より一層の警戒が必要です。

昨冬の国内発生における原因究明のために設置された、専門家からなる疫学調査チームにより、発生防止のポイントが示されましたので、概要をご説明します。

#### 1 ウイルスの病原性について

昨冬の各発生農場で採取された H5N6 亜型ウイルスの病原性の確認検査の結果では、ウイルスの株によっては鶏・アヒルに対し、死亡率が高くないものもあることが判明しました。しかし、すべての発生事例において、時間の経過とともに死亡羽数が増加する等の所見が見られ、種アヒルでは産卵率の低下も確認されました。

#### 2 発生農場の特徴について

発生農場の周辺には雑木林や池、沼又は川が存在し、農場周辺はキツネやタヌキのほかネズミやイタチ等の小動物が生息しやすく、カモ類等の鳥類が飛来しやすい環境でした。特に、発生農場 12 件のうち、11 件では家きん舎の近隣に沼や川等の水辺が存在していました。このことから、農場近隣の水辺と発生は強く関係することが判明しました。

#### 3 農場への侵入経路について

発生農場周辺の環境中には、ウイルスに感染した野鳥を含む野生動物やその排せつ物により、多くのウイルスが存在していたと考えられます。家きん舎への侵入経路としては、①ネズミ等何らかの野生動物により、家きん舎周辺に存在していたウイルスが持ち込まれた可能性、②家きん舎周辺にあったウイルスが家きん舎内に立ち入る人の手指、衣服又は

靴底等に付着し持ち込まれた可能性が考えられました。

#### 4 発生予防対策のポイント

##### ・より一層の、野生動物侵入防止対策を！

野生動物の侵入経路遮断、野生動物が生息しづらい環境作りが重要です。壁や金網、防鳥ネット等の破損箇所の修繕、集卵・除糞ベルト開口部や排水溝の隙間対策により侵入経路を遮断し、家きん舎周辺の整理整頓、樹木剪定等により野生動物が生息しづらい環境を作りましょう。

##### ・車両や人の消毒の徹底を！

ウイルスは人や車両・物からも、家きん舎へ持ち込まれるおそれがあります。飼養衛生管理基準に則り、衛生管理区域の設定や、手指・長靴の消毒、家きん舎専用衣服の準備等、基本的な衛生管理を徹底しましょう。

##### ・水辺の近くでは水辺対策を！

周辺に水辺がある家きん農場では、近くにウイルスが存在するという危機感を持ち、発生予防対策をより徹底しましょう。水辺における忌避テープや防鳥ネットの設置も有効です。

#### さいごに

本格的な流行シーズンを迎えていますので、家きん飼養者の皆様には改めてウイルス侵入防止対策の実施をお願いいたします。また、死亡率の急激な上昇や、産卵率の低下等、疑わしい事例がありましたら、直ちに最寄りの家畜保健衛生所へ通報してください。

# 発生予防対策の重要ポイント

農場内に入る車両は、例外なく消毒を実施しているか。



確実な車両消毒の実施

農場外



壁や床の破損がないか(外の光が漏れている所は要注意)



防鳥ネットの破れがないか

農場内



看板やゲートの設置

小型の野生動物が侵入し得る経路がないか。



排水溝等からの侵入防止対策(鉄格子の設置)

家きん舎内に入る人・物(長靴、衣服など)は、例外なく消毒を実施しているか。



踏込消毒槽の設置・消毒液の交換  
衣服や長靴の更衣・履替え

家きん舎



野生動物が隠れる場所を作らないように整理された鶏舎周辺



野鳥の休息・避難場所や小動物の移動経路となる樹木や藪がないか



集卵用コンベアや除糞ベルトの開口部の隙間対策。(写真は、稼働時以外はカバーを設置し、隙間をなくしている事例。)

家きん舎周辺は野生動物を寄せ付けないよう、整理・整頓しているか。



## 鶏の伝染性気管支炎

病性鑑定課 山崎 歩

鶏の伝染性気管支炎（以下 IB）はコロナウイルスによる病気です。世界中に広く分布しており、野鳥からも分離されることがあります。今年度、管内の養鶏場で IB の発生がありましたので、病気の概要をご紹介します。

IB ウイルスの伝播力は非常に強く、鶏舎間の感染も容易に起こります。主な症状は呼吸器症状ですが、他に産卵低下や腎炎症状（腎炎型）が強く出る場合もあり、特に腎炎型では死亡率が高くなります。また、細菌の二次感染によっても死亡率が上昇します。

潜伏期は 1～3 日で呼吸器症状の極期は感染後 4～9 日です。呼吸器症状では、気管に粘液が溜まるため奇声が認められます。腎炎型では、まず呼吸器症状が認められた後に、元気消失、羽毛逆立、下痢を呈し死亡羽数が増加します。腎臓は腫大・褪色し、尿酸塩の沈着による大理石のような模様が現れます。

今回、管内で発生した IB は腎炎型で、発症後の死亡羽数は平常時の 20 倍と大幅に増加し、腎臓に病変が確認されました（写真）。

予防には、生ワクチンと不活化ワクチンが用いられます。ワクチン株間では若干の交差防御性が認められますが、高い効果を期待するには、農場で流行しているウイルスの血清型に近いワクチン株を選択する必要があります。

しかし、野外株の血清型を調べることは難しいため、分離されたウイルスの遺伝子型別検査を行い、防御に適したワクチンを選択することが主流となっています（表）。

ただし、遺伝子型と血清型は完全には一致しないことがあるため、幅広い血清型に効果のあるワクチンの組み合わせが推奨されます。

ワクチネーションプログラムとしては、肉用鶏では複数回の生ワクチン接種が推奨されます。採卵鶏や種鶏においては、異なる血清型の生ワクチンと不活化ワクチンを数種類併用することで、長期の免疫持続が期待できます。

生ワクチンを投与した場合、一過性の呼吸器症状が認められることがあるので、投与前後は鶏の異常の有無観察に留意してください。

日頃から高病原性鳥インフルエンザ対策として行われている野生動物の侵入防止・鶏舎毎の衣類・長靴の交換・消毒の徹底は、IB を始めとする他の病気についても有効な対策ですので、再度飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。



【写真】腎炎型 IB に感染した鶏の腎臓

【表】IB ワクチン株の遺伝子型

遺伝子型	生ワクチン	不活化ワクチン
Mass	H120	Be42
	Ma5	M41
	KU	H52
	練馬北1	練馬E10
		石田滋賀
Gray	ON	
4/91(793/B)	4/91	
JP- I	GN	GN-58
	C-78	AO-27
	S95	
JP- II	宮崎P5	宮崎
	TM-86	TM-86EC
JP- III	AK01	
Conn	L2	249g

## 第99回兵庫県畜産共進会が開催されました

衛生課 岩木史之

さる平成29年10月21日(日)、姫路市神屋町のキャスティ21イベントゾーンにて、JA 全農兵庫県本部主催第99回兵庫県畜産共進会(県共)がとり行われました。

当日は台風22号の影響もあり大雨が降る荒れた天候でしたが、種牛の部42頭、肉牛の部65頭が出品されました。

その中で当所管内からは種牛が8頭、肉牛が37頭出品され、肉牛の部で宍粟市の谷口隆博氏出品の金太郎号が名誉賞、西脇市の川岸裕人氏出品のよしひめ218号が雌での最高位となる優秀賞2席を獲得しました。

県共には当所もスタッフの一員として参加していましたが、縁の下の力持ち的な役割が多く、一般の参加者には分かりにくいと思われるので、ここでは当所の主な活動を報告します。

当所の作業で最も重要となるのは、各地から集まる出品牛の健康を守り伝染病の発生を防ぐための家畜防疫用務であり、具体的には施設の消毒や進入車両消毒の確認と出品牛の健康を確認することです。

開催前日の20日(土)には、審査会場及び牛房を動力噴霧器を使って丹念に消毒し、当日の牛の搬入に備えます。

県共当日は早朝5時には現地に到着し、車両消毒装置の確認と、搬入された出品牛の体測補助を行うとともに臨床症状の確認を行いました。出品牛が全て搬入されると、ワクチンの接種歴や診断書を確認します。

出品牛の審査中は対象牛の引き出しや並べ替え等の審査補助を行い、セリ中はセリ出品者の呼び出し等、裏方の作業に徹しました。



審査風景

開催翌日の22日(月)は会場の施設を撤収後、開催前日と同様に、審査会場及び牛房跡を動力噴霧器を用い念入りに消毒し、県共前の衛生状態に戻しました。

このように、県共での家保の仕事は皆さんの目に付かないことばかりですが、伝染病の発生を防ぎ、家畜の健康を守るために頑張っています。



早朝6時の審査会場



# GAPについて

衛生課 岡野康行

GAP (Good Agricultural Practice) とは、農業生産工程管理のことで、世界各国には固有のGAPが多数存在し、日本では一般財団法人日本GAP協会がJGAPとしてその認証制度の開発・運営を行っています。

海外の購買者にとって、農産物の安全性が確保されていることが取引を行ううえで重要な判断基準のひとつとなっていることから、近年、GAPが注目されています。

現在、日本ではまだそれほど普及していませんが、欧米の大手食品企業では購買する農産物に第三者によるGAP認証を求めることが浸透してきており、今後日本でもGAPが普及してくると思われます。

またGAPには「持続可能性」(環境や社会に配慮して生産を続けられること)の概念が盛り込まれており、この観点から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、食材の調達基準にGAPの取組みが求められています。

JGAP認証とは、食の安全や環境保全等に取組む農場に与えられる日本のGAP認証

制度で、対象商品は青果物、穀物、茶等に限られていましたが、家畜衛生、アニマルウェルフェア、環境保全、人権福祉、労働安全に対応するため平成29年3月に新たに家畜・畜産物の認証基準が追加されました。

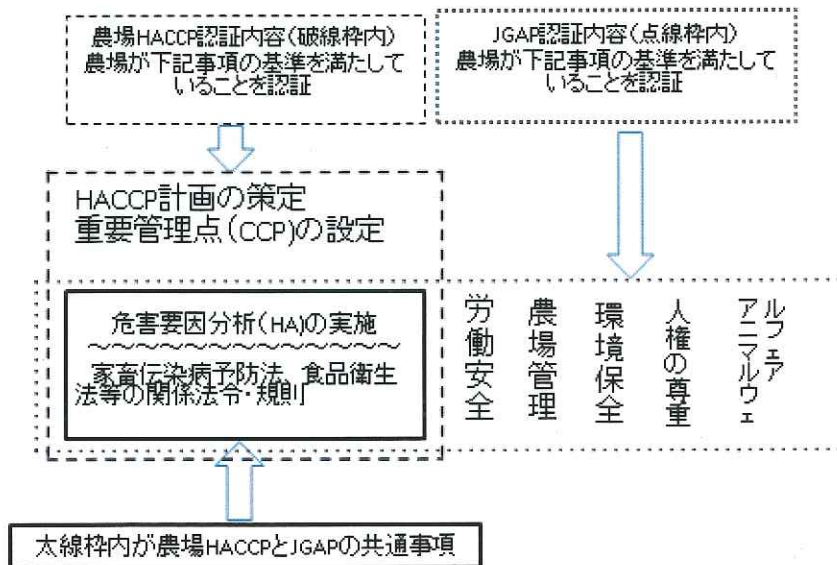
従来の生産物の安全性確保のための手法は、結果管理に基づく品質保証(事後対応型の取組)で、サンプル検査による品質確認では、問題が発覚したときは手遅れのおそれがありました。

しかしGAPの手法は、生産工程管理にもとづく品質保証(予防型の取組)で、生産工程の各段階でチェックすることで信頼性の高い生産管理体制を実現し、最終検査は、工程管理が適切であったことを検証するものです。

GAPを実践することは、「農場管理の善し悪し」を「見える化」することであり、購買者に産地の管理状況を容易に判断できる情報を提供できることから、より有利な販売に繋がると考えられます。

JGAP認証に興味のある生産者の方は当所までお問い合わせ下さい。

## 農場HACCP認証基準とJGAP家畜畜産物基準の比較



## 【お知らせ1】

### 「家畜の飼養状況等」の定期報告について

家畜の飼養者（業務、愛玩問わず）は、毎年2月1日時点で飼養している家畜の頭羽数や衛生管理の状況を家畜保健衛生所に届け出ることが法律で義務づけられています。

つきましては、家畜の飼養者は報告書の提出をお願いします。また、関係機関のみなさまにも提出等の啓発にご協力をお願いします。

#### 1 対象となる家畜（愛玩含む）

牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし、鶏、うずら、あひる（あいがもを含む）、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を1頭（羽）以上飼育している人。

#### 2 報告いただく内容

飼育する家畜の種類と頭羽数、衛生管理の状況等（様式は当所ホームページからダウンロードできます）。

なお、以下に示す小規模飼養者は、飼養場所及び頭羽数だけを届け出ることとなってい

ます。

- ・牛、馬1頭
- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし6頭未満
- ・鶏（上記種類・だちょう除く）100羽未満
- ・だちょう10羽未満

#### 3 報告期限

・牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのししは平成30年4月15日

・鶏、うずら、あひる（あいがもを含む）、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥は平成30年6月15日

#### 4 届出先及びお問い合わせ

姫路家畜保健衛生所

〒679-2166 姫路市香寺町中村 595-15

☎ 079-240-7085 FAX 079-232-2685

## 【お知らせ2】

### 新任職員紹介

4月から姫路家畜保健衛生所の防疫第1課に配属となりました、本坊瑤子（ほんぼうようこ）と申します。

大学に入学するまでは、家畜に触れあう機会がほとんどありませんでしたが、酪農学園大学在学中に牛の世話や様々な実習をしたことや、研究室では牛の疾病について研究していたことから、家畜に興味を持つようになり、畜産を支える仕事に就きたいと思いました。また、地元の畜産振興に貢献していきたいと思い、兵庫県に就職しました。

就職して数か月が経ちますが、これまで知らなかった兵庫県各地の特色に気づくことが多くあり、改めて兵庫県の魅力を実感しています。休日には但馬地域や淡路地域にも出かけてみたいと思っています。

家畜保健衛生所の職員として仕事をするようになり、まだまだわからないことや一人ではできないことが多くあり、勉強していきな

ければならないことがたくさんあると感じています。これから幅広い知識と技術を身につけて、信頼される獣医師になれるよう努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

